

経緯

市立半田病院が、現在の東洋町から市西部の横山町へ移転し、令和7年4月1日に開院の予定となっており、これに対応した移動手段の確立が喫緊の課題となっています。これに対して、市内のバス・タクシー事業者、病院の統合先でもある常滑市とともに、継続可能な移動手段について協議を重ねているところです。

市民生活に大きく影響を及ぼす案件であるため、立案の途上ではありますが、現時点での検討案について、ご報告いたします。

【市立半田病院の移転】



手段

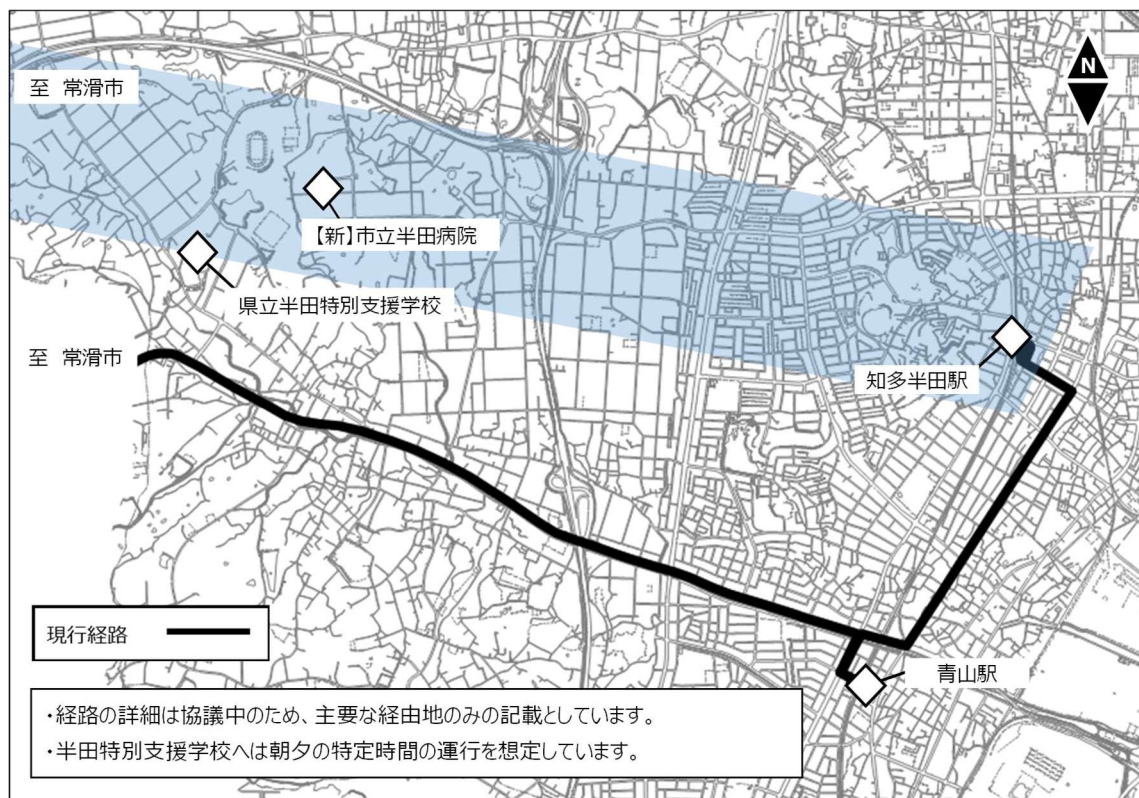
移転後の半田病院（以後、病院）への移動手段は、路線バスとタクシーによって確保したいと考えております。

■路線バス 半田・常滑線の移設

知多乗合株式会社が運行する半田・常滑線は、コロナ禍以前の利用率への回復が進まず、継続的な運行が厳しい状況にあり、今後も安定的に運行を続けるためには、路線改善など何等かの措置を必要としていました。そうした背景のもと、病院移転という課題が浮上し、半田市と常滑市の間に位置する場所に新たな移動需要の発生が見込まれるため、経路変更によって改善を図っていく予定です。現時点では、病院を経由することを前提としつつも、そこに至るまでの詳細な経路等は協議中です。

なお、経路変更によって公共交通が空白となる地域については、対象地域の住民との協議を踏まえて、新たな移動手段を導入する予定です。

【半田・常滑線の新経路のイメージ】



■タクシー 新制度の導入

上述の路線バスにより、新病院までのアクセスは担保されるものの、お住まいの地域によっては、現行病院までの移動と比較して、所要時間の増大が避けられません。そこで、市内のご自宅から新病院（新病院からご自宅も）に直行するタクシーに限り、利用者負担額を一定額（片道 1,000 円を想定）とする新制度を導入します。本来運賃との差額は行政が負担することとし、運賃自体の引き下げを行うものではありません。なお、運用に関する詳細は協議中です。

【（仮称）病院タクシー制度案の概要】

- ・自宅⇄新病院に限り、1 乗車一定額（1,000 円）で利用可能。市内であれば自宅と新病院の距離に関わらず、一定額。
- ・半田市民であれば利用可能とする。
- ・電話による事前予約を前提とし、乗車時に利用者本人の現住所を証する書類（運転免許証等）の提示を必須とする。
- ・本来の運賃との差額は、タクシー事業者と行政がやり取りし、行政が負担する。
- ・利用時間は 9 時 00 分から 16 時 00 分とし、タクシー事業者の営業日であれば、全曜日で利用可能とする。
- ・運用面や費用面から、サービス内容を限定化しなければ成立しない制度であるため、経路の指定や、途中の立寄りなどは不可とする。